

創業 個別相談会

相談無料！お気軽にご利用ください！

疑問やお悩みに
専門家（中小企業診断士）が
お答えします

お店の規模って
どれくらいが
いいんだろう？

創業に必要な資金の
借入れ方法は？

創業のアイデアは
あるけど、どうやって
具体的な事業計画にするの？

今計画している
開業計画は実現
可能なんだろうか？

お店を持ちたいけど
何から始めたらいいの？

店の経理は？
従業員の給与は？
健康保険は？

※10月の相談会は終了しました。

開催
日時

令和元年 ~~10月1日(火)~~、~~10月24日(木)~~
11月12日(火)、12月6日(金)

①13時00分～ ②14時20分～ ③15時40分～

開催
場所

稚内商工会議所 2階会議室
(稚内市中央2丁目4番8号)

講師

金谷 博光 氏(旭川市)
金谷博光税理士・中小企業診断士事務所 所長

受講
対象

創業を準備 又は お考えの方

申込
方法

裏面の申込書に必要事項をご記入の上、
FAX・郵送・メールにてお申込みください。



お問合せ先

稚内商工会議所 稚内中小企業相談所

〒097-0022 稚内市中央2丁目4番8号 TEL0162-23-4400 FAX0162-22-3300
URL: <http://www.wakkanai-cci.or.jp/> E-mail: wcci@rose.ocn.ne.jp

【稚内市の創業支援制度ご紹介】

対象者

- ・ 稚内市内に住所を有する方
- ・ 稚内商工会議所が実施する創業相談を受け、適切な事業計画を有しているとして推薦を得ること
- ・ 開業後3年以上継続して営業出来る見込みがあり、概ね週5日程度、20時間以上営業するものであること
- ・ 市税等の滞納がないこと、など

1. 新規創業者支援事業助成金

対象者 これから創業する方

助成対象経費	助成率及び限度額
土地及び建物賃借料の6ヵ月分	1/2 上限額30万円(1ヵ月5万円)
初期設備費及び建物取得費等	1/2 上限額50万円

2. 商店街(中央商店街並びに駅前商店街)空き店舗活用事業助成金

対象者 ①これから創業する方 ②既に事業を営んでおり、事業規模の拡大や新たな業種を開業する方

助成対象経費	助成率及び限度額
土地及び建物賃借料の6ヵ月分	2/3 上限額30万円(1ヵ月5万円)
初期設備費及び建物取得費等	2/3 上限額70万円

※ 詳細については、下記までお問合せください。
稚内市 建設産業部 水産商工課 商工・労働グループ TEL: (0162) 23-6467

-----キリトリ線-----

《創業個別相談会申込書》 FAX.0162-22-3300 (稚内商工会議所宛)

令和元年 月 日

相談希望 日 時 ※希望の期日・ 時間帯に☑を 付けて下さい。	10月1日(火)	<input type="checkbox"/> 13時00分	<input type="checkbox"/> 14時20分	<input type="checkbox"/> 15時40分
	10月24日(木)	<input type="checkbox"/> 13時00分	<input type="checkbox"/> 14時20分	<input type="checkbox"/> 15時40分
	11月12日(火)	<input type="checkbox"/> 13時00分～	<input type="checkbox"/> 14時20分～	<input type="checkbox"/> 15時40分～
	12月6日(金)	<input type="checkbox"/> 13時00分～	<input type="checkbox"/> 14時20分～	<input type="checkbox"/> 15時40分～

※相談時間は一人あたり1時間程度です。申込状況により、ご希望の日時等を調整させて頂く場合がございますので、あらかじめご了承ください。

ふりがな		年 齢	性 別
お名前		才	男・女
ご住所	〒		
連絡先	TEL	E-mail	
創業時期	①令和 年 月創業予定		②未 定
事業内容			

相談内容	※事前に相談内容を把握しスムーズな対応を心がけておりますので、出来る限り具体的な相談内容をご記入ください。
------	---

※ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡・情報提供以外に使用致しません。